

鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産の担い手確保対策として、市内の畜産用遊休資産を有効活用し、新規就農者による円滑な経営開始を促進するため、鹿屋市農業未来バンク登録台帳に登録された畜産用施設（以下「登録畜産用施設」という。）を購入又は賃借し、整備を行った新規就農者に対して、予算の範囲内において鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 畜産用遊休資産 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、畜産用設備等をいう。
- (2) 鹿屋市農業未来バンク 鹿屋市農業未来バンク設置要綱（令和2年鹿屋市告示第8号）第2条第4号に規定する制度をいう。
- (3) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 鹿屋市内に居住し、鹿屋市内で畜産経営を行う認定新規就農者
- (2) 就農後、農業に5年以上従事する者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、登録畜産用施設の整備に要する経費とする。ただし、補助金の交付を申請する日の属する年度内に整備が完了するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者の親族（三親等内の者をいう。）が所有する登録畜産用施設の整備に要する経費については当該事業の補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、同一の補助対象者又は、同一の登録畜産用施設に対して、1回限り100万円を限度として交付する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が移住者(鹿屋市内に住民票を移す直前に、連続して5年以上、鹿屋市外に在住していた者であって、申請時において、転入後5年以内である者をいう。)に対しては、150万円を限度として交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録畜産用施設整備事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 登録畜産用施設の整備費用に係る見積書(別記第3号様式)
- (3) 所有者等の登録畜産用施設整備承諾書(別記第4号様式)
- (4) 登録畜産用施設に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (5) 誓約書(別記第5号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、登録畜産用施設の整備が完了した日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録畜産用施設の整備に係る契約書、内訳書及び領収書の写し
- (2) 整備後の登録畜産用施設の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(帳簿類の備付)

第9条 補助金の交付を受けた者は、収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(紛争の処理)

第10条 登録畜産用施設の整備に係る一切の紛争については、当事者間で解決に努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条様式）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金交付申請書

鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 登録畜産用施設整備事業計画書
- (2) 登録畜産用施設の整備費用に係る見積書
- (3) 所有者等の登録畜産用施設整備承諾書
- (4) 登録畜産用施設に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (5) 誓約書

同意書

私は、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金の交付申請に当たり、私に係る市税等の納付状況について、鹿屋市が職権で調査し、及び確認することに同意します。

氏名

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

登録畜産用施設整備事業計画書

申請者	住 所	
	フリ 氏 名	
	電 話 番 号	
所 在 地		鹿屋市
工 事		<input type="checkbox"/> 市内業者が施工 <input type="checkbox"/> 申請者が自ら施工
請 負 業 者	所 在 地 又 は 住 所	
	業 者 名 (代表者名)	
	電 話 番 号	
整 備 工 事 の 工 期		年 月 日から 年 月 日まで
整 備 内 容 (整備予定箇所の写真を添付すること。)		
工 事 費		円 (税込みの見積金額)
う ち 補 助 対 象 経 費		円 (税込みの見積金額)
他 の 補 助 事 業 の 適 用 の 有 無		有 (補助事業名) 無

上記の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者 住 所
氏 名

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

登録畜産用施設の整備費用に係る見積書

申請者 様

請負業者 所在地又は住所

業者名 印

電話番号

	工事内容	数量	単位	単価	総工事費	補助対象経費	備考
内 訳							
工事費 計						(①)	

①補助対象経費		②消費税		③合計（①+ ②）															
---------	--	------	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 請負業者の様式でもよいが、上記項目の全てが記載されていることが必要である。

同意書	
<p>私は、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金対象工事等の請負業者として、私に係る市税等の納付状況について、鹿屋市が職権で調査及び確認することに同意します。その結果、市税等に未納があることが確認された場合、その事実を補助金申請者に報告することに異議はありません。</p>	
請負業者名	印

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

所有者等の登録畜産用施設整備承諾書

(賃貸人) 住 所

氏 名

様

(賃借人) 住 所

氏 名

印

私が賃借している登録畜産用施設の整備を下記のとおり行いたいので、承諾願います。

記

施 設	所 在 地	鹿屋市
	構 造	
	床 面 積	m ²
整 備 の 概 要		
費 用 の 負 担 等		1 整備に係る費用は、全て賃借人が負担します。 2 整備に係る造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の登録畜産用施設返還の際も、整備に要した費用を賃貸人に一切請求しません。

承諾書

上記のことについて承諾します。また、整備後の原状回復義務については免除します。

年 月 日

(賃貸人) 住所

氏名

印

年 月 日

誓 約 書

私は、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金の交付申請に当たり、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める下記補助対象要件に該当し、及びこれを遵守することをここに誓約します。

また、市長が要綱の規定に違反すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。この場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還することをここに誓約します。

記

- 1 農業経営に必要な各種研修へ積極的に参加し、農業知識と技術及び経営力の向上に努めること。
- 2 地域農業の発展と農村の活性化のため尽力すること。
- 3 鹿屋市が推進する各種畜産施策に協力すること。
- 4 登録畜産用施設の所有者等の三親等内の親族でないこと。
- 5 市税等の滞納がなく、今後も滞納しないこと。
- 6 就農後、畜産業に5年以上従事すること。

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

印

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金について、鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 登録畜産用施設の整備に係る契約書、内訳書及び領収書の写し
- (2) 整備後の登録畜産用施設の写真